

# 時津町立地適正化計画」届出制度について

## 1 「立地適正化計画」とは

この制度は、おおむね20年後のまちのあり方を考えて、コンパクトなまちづくりを進めていくために、居住及び生活に必要な医療・福祉・商業などの生活を支える施設の立地誘導を図っていく制度です。

**居住誘導区域** **都市機能誘導区域** **誘導施設** が定められており、時間をかけながら、緩やかに居住や都市機能の立地を誘導していきます。

**居住誘導区域** は、災害に対する安全性が高く、生活の利便性が高い区域

**都市機能誘導区域** は、福祉・子育て・医療・商業などに関する施設が集まる区域

**誘導施設** は、生活に必要な福祉・子育て・医療・商業などの施設

**誰もが住みたく、歩きたくなる便利なまち”時津”**

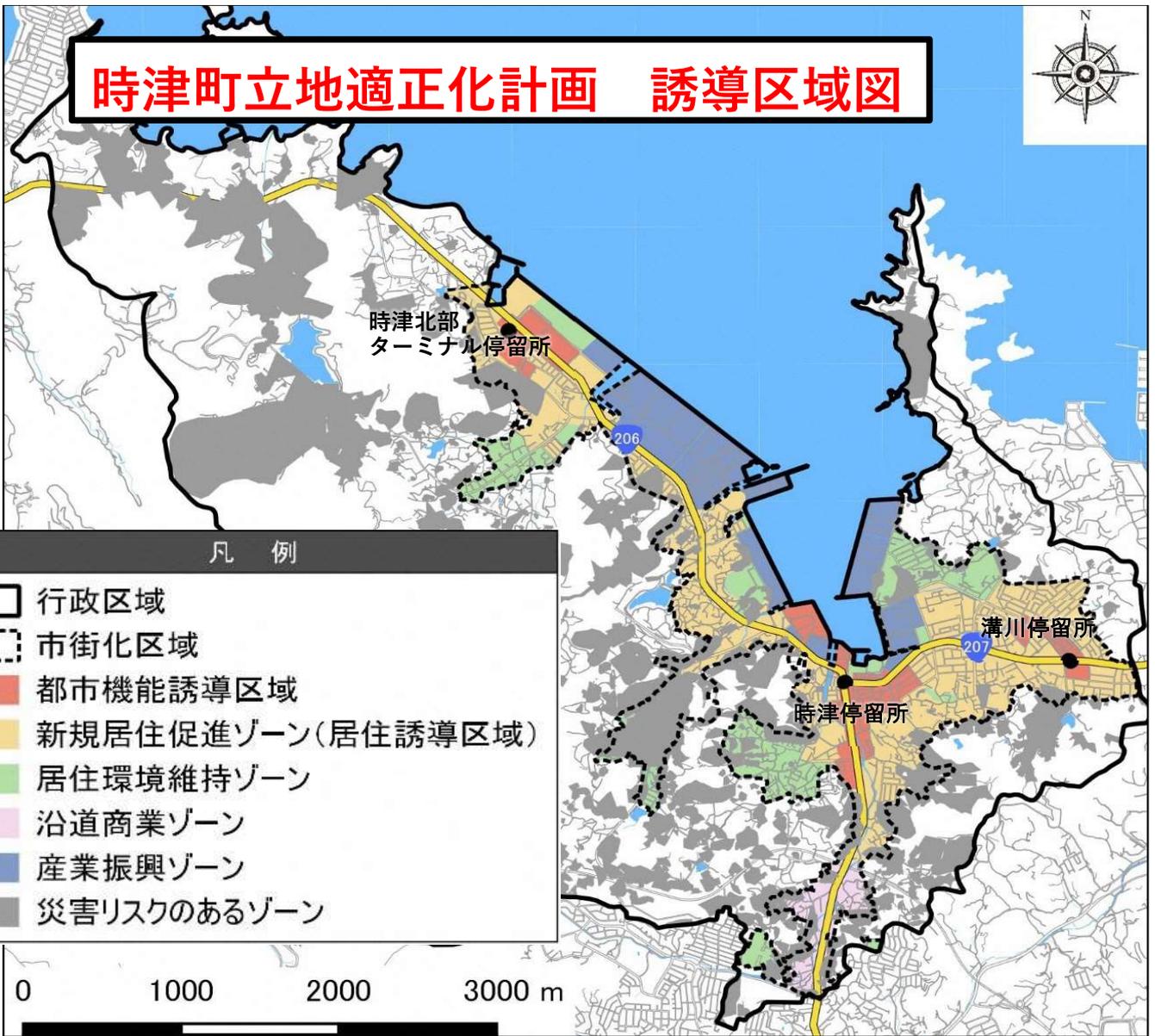
## 2 「届出制度」について

**居住誘導区域** **外**における住宅開発等や **都市機能誘導区域** **外**における誘導施設の整備」など **一定の開発行為等を行う場合は、行為に着手する30日前までに届出が必要となります。**

届出が必要となる行為		届出が必要となる区域	市街化区域		市街化調整区域	
			居住誘導区域内	都市機能誘導区域内		
建住宅等の	開発	・3戸以上の住宅建築を目的とした開発行為 ・1戸または2戸の住宅建築を目的とした開発行為で1,000㎡以上のもの	不要	不要	必要	必要
	建築等	・3戸以上の住宅新築をする行為 ・建築物を改築又は用途の変更をして、3戸以上の住宅とする行為	不要	不要	必要	必要
の誘導施設	開発	誘導施設の建築を目的とした開発行為	不要	必要	必要	必要
	建築等	・誘導施設を新築する行為 ・建築物を改築又は用途の変更をして、誘導施設の建築物とする行為	不要	必要	必要	必要
	休止・廃止	誘導施設の建築物を休止・廃止する行為	必要	不要	不要	不要

※区域図などは、裏面に記載しております。

# 時津町立地適正化計画 誘導区域図



	区分	誘導施設	都市機能誘導区域			都市機能誘導区域外
			時津停留所 周辺	時津北部 ターミナル 周辺	溝川停留所 周辺	
施設立地 に対して 届出対象 となる 誘導施設	介護福祉 機能	地域包括支援センター	—	必要	必要	必要
	子育て 機能	子育て支援センター	—	—	必要	必要
		幼稚園、保育所、こども園	—	必要	—	必要
	商業機能	相当規模の商業集積 (ショッピングセンター等)	—	必要	—	必要
		食品スーパー	—	—	必要	必要
	医療機能	一般病院	必要	必要	—	必要
		診療所	—	—	—	必要
	金融機能	銀行・農協・信用金庫	—	必要	必要	必要
		郵便局	—	—	—	必要
	教育・文化 機能	図書館	—	—	必要	必要
交流機能	公民館等の 地域交流施設	—	—	必要	必要	